

日本の沿岸漁業

目次

漁りと魚食の民	2
魚はどこに集まるか	3
日本の沿岸漁業	4
豊かな海を子孫に残そう	10
（1）自然の力で豊かな海を	10
（2）豊かな海を公害から守るために	12



地曳網の奉納絵馬（1883年）



水産庁

東京都千代田区霞が関1-2-1 Tel 03-3502-8111(代) 漁場保全課・内線5673 /Fax 03-3595-1426

(受託者) 社団法人 日本水産資源保護協会

東京都中央区豊海町4-18 東京水産ビル Tel 03-3534-0681/Fax 03-3532-0195

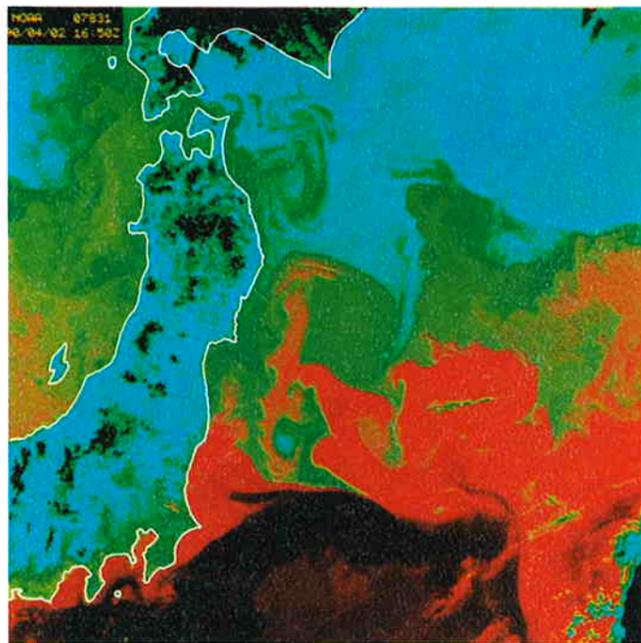
水産庁

すなど 漁りと魚食の民

日本の周辺海域は、南からの暖かい黒潮と北からの栄養分に富んだ親潮とが会い、四季を通じてさまざまな魚介藻類が育ち、昔から自然の恵み豊かな海です。日本人は、遠い石器時代から漁りを生活の主な手段として海に生き、多彩な沿岸漁業を生み出し、その漁法は現在に受け継がれております。現在でも沿岸の魚介藻類こそ日本人にとって自前で得ることのできる重要な食糧資源なのです。これからの日本の漁業は、野生動物の保護を含む環境の保全と水産資源の有効利用の両立を図りながらさらに沿岸漁業を振興していく必要があります。

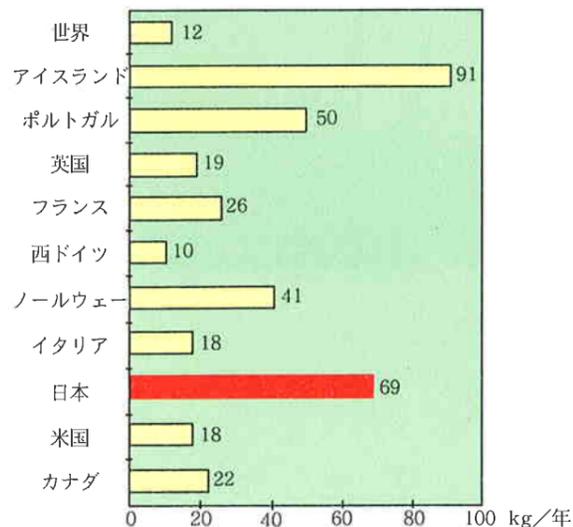


日本列島沿岸の海流



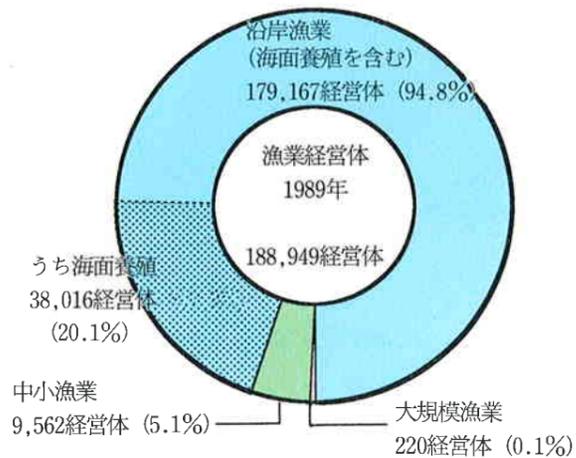
人工衛星からみた黒潮と親潮の出会い

日本人は、欧米諸国に比べて多くの魚介藻類を食べております。また、最近では健康食品としての魚介藻類の働きが見直されております。



世界の年間1人当たりの食用水産物供給量 (1984~1986年平均)

わが国の漁業経営体は大部分が沿岸漁業経営体です。このことからわかるように沿岸漁業はわが国にとって中心的な漁業であり、その重要性が年々高まっております。



わが国の漁業経営体数

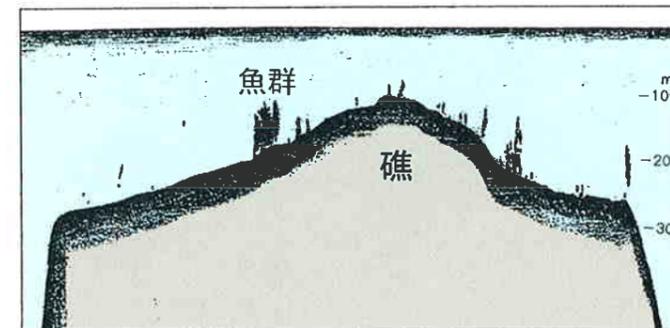
魚はどこに集まるか

広い海のどこでも魚がとれるわけではありません。漁業者は、自然を相手とし、天候を予測し、潮や魚介類の習性・生態を知り漁りの技術に工夫をこらし長い間の経験を重ねてやっと一人前になります。沿岸漁業者は、前浜漁場の地形や魚の動きなどをまるで自分の家や庭のここのようによく知っているだけでなく、漁場環境や魚介藻類の資源を大切に守ってきました。

しょう「礁」

海底が隆起して浅くなっている場所を礁といい、魚群探知機で調べると、魚群は、礁のような海底起伏が大きいところに集まることがわかります。このような場所は地域によって、ソネ、ス、セ、ハエとも呼ばれ、古くから良い漁場となっております。

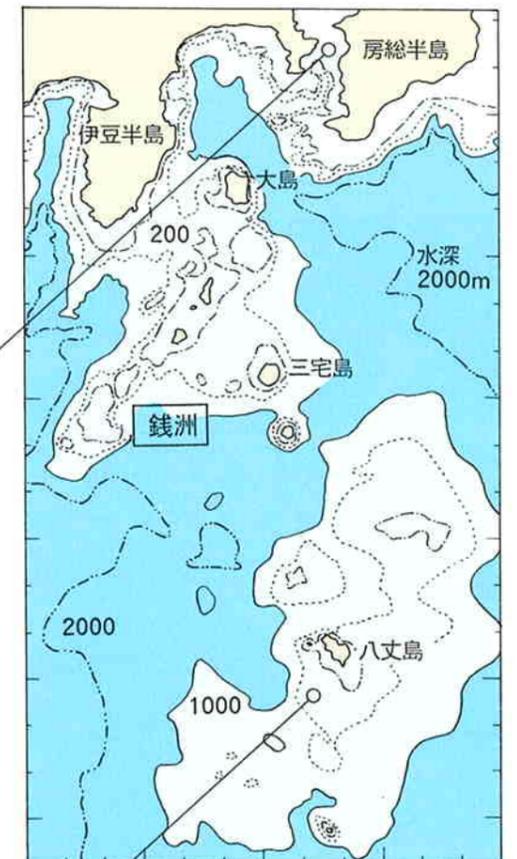
伊豆半島沖の銭州は、産卵期のサバが集まる漁場として有名ですが最近では、カンパチやヒラマサなどの大物をねらった遊漁船もたくさん出漁しております。



礁に集まっている魚群

しおめ「潮目」

広い海を回遊する魚の群は、よく潮目に集まります。潮目は、暖水塊と冷水塊や沖合水と沿岸水などの性質の異なる水塊が境を接するところです。

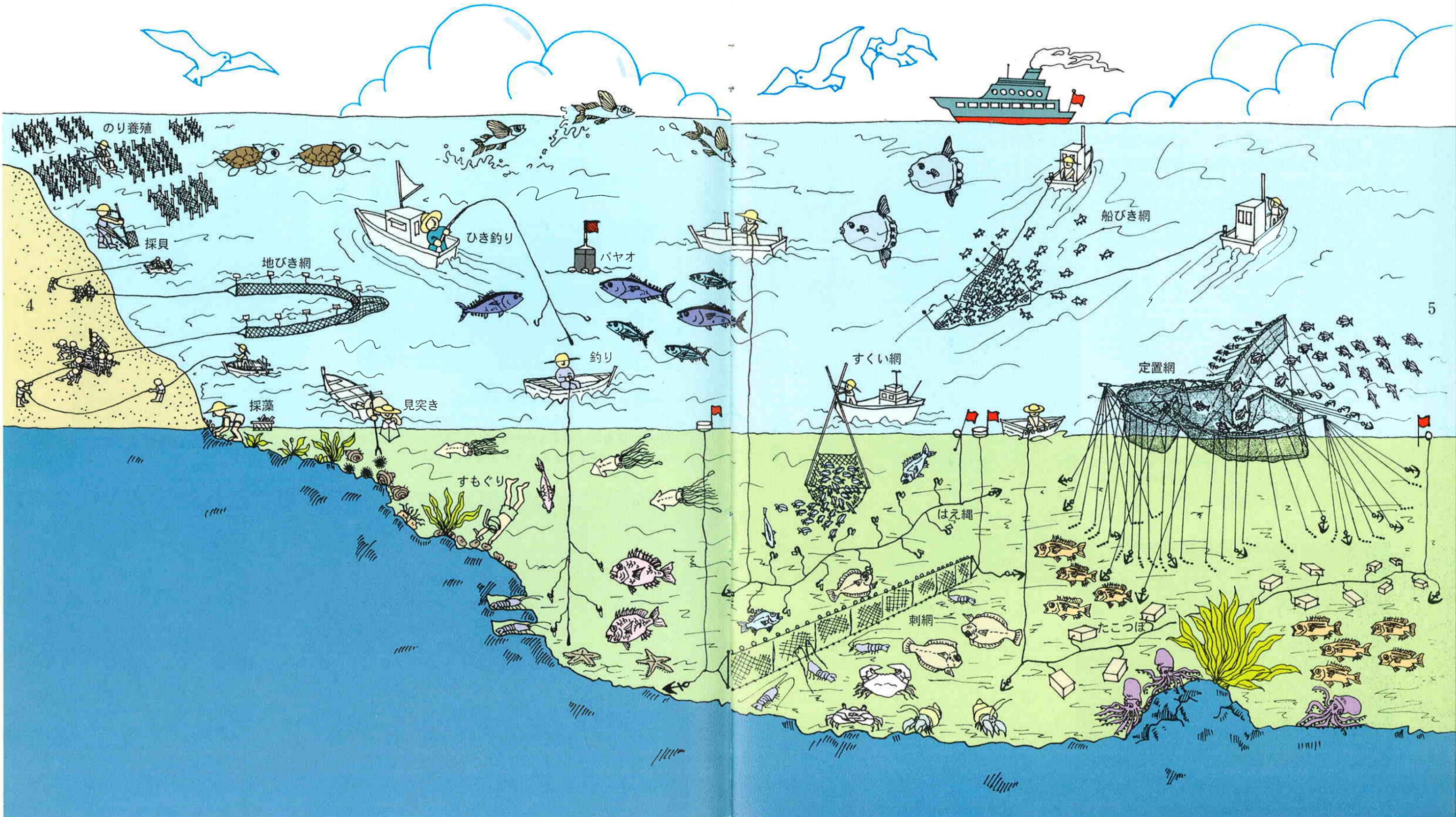


(銭州附近の海域)

日本の沿岸漁業

長い伝統に支えられた日本の沿岸漁業

言葉は、その社会の文化と深く結びついております。日本語には、草や木と並んで魚介類の名前に本来の「やまとことば」がたくさん使われています。イワシ、サバ、カツオ、タイ、エビ、イカ、タコ、アサリ、ハマグリなど数えあげたらきりがありません。さらに同じ魚が成長段階によって例えば、モジャコ、ツバス、ワカシ、イナダ、ワラサ、ブリなど別々の名前で呼ばれる例も珍しくありません。これは日本人が遠い昔から長い間、魚介類に親しんできた証拠であり、魚食文化は日本の文化を形作る基礎の一部になっております。





「釣り」

最も古い漁法のひとつです。細い釣り糸を海に垂らして指先に伝わってくるかすかな感触で魚の集まり具合や潮の流れを計ります。また、餌や仕掛けにもそれぞれに工夫がこらされています。1989年の沿岸での経営体数は42,530です。

「刺網」 さしあみ

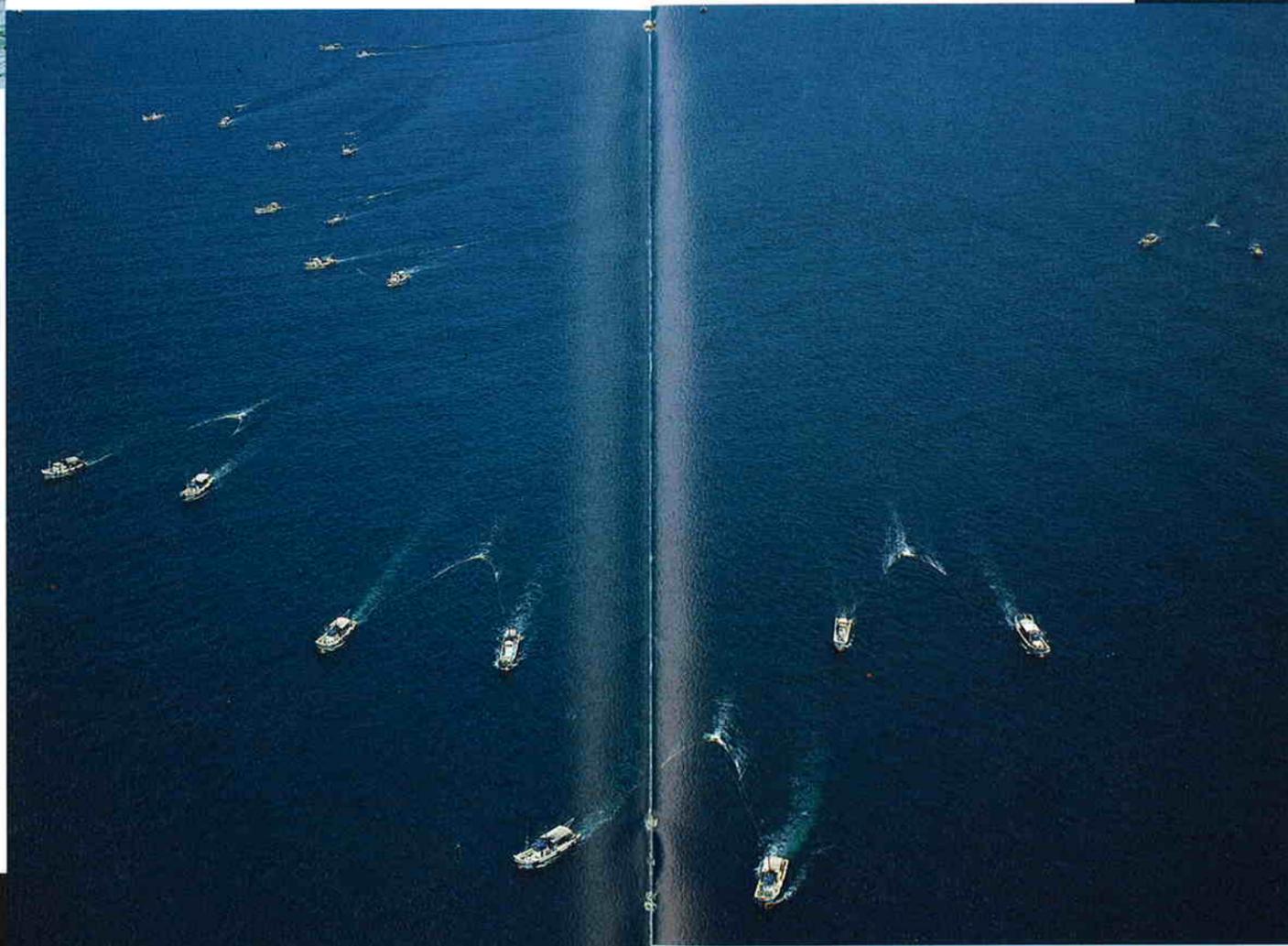
魚の通り道に細長い網を立てて張り込みます。魚は、網の目に刺さって獲られます。潮の流れが強いところでは、網いれ、網あげとも潮のたるみどきに行います。カレイ、ヒラメ、クルマエビ、イセエビ等多種多様な魚介類が獲られます。1989年の沿岸での経営体数は27,061です。



鹿の角で作った
古代の釣り針



現在の釣り針



「船びき網」 ふな

潮の動きと同じ方向へ船を走らせながら、2隻でひとつの網を引きます。主にシラス、カタクチイワシ、イカナゴなど

の小型浮魚を対象としております。潮目が好漁場の目安になります。1989年の経営体数は2,957です。



「すくい網」

船の舳先にアゾと呼ばれる長さ10~12mの桧丸太や竹などの棒をV字型に組み網を張ったすくい網を用います。魚群を見つけると急いで近づき海中に網を突き立て魚をすくい獲ります。主にイカナゴやオキアミなどを獲ります。ウトウ（海鳥）の群や潮目が好漁場の目安になります。

「パヤオ漁業」

パヤオとは浮魚礁のことで、カツオやマグロなどの回遊魚が海の漂流物に集まる習性を利用し浮魚礁に集まった魚を釣りなどで獲る漁法で、近年沖縄県の近海などで盛んに行われています。





「定置網」

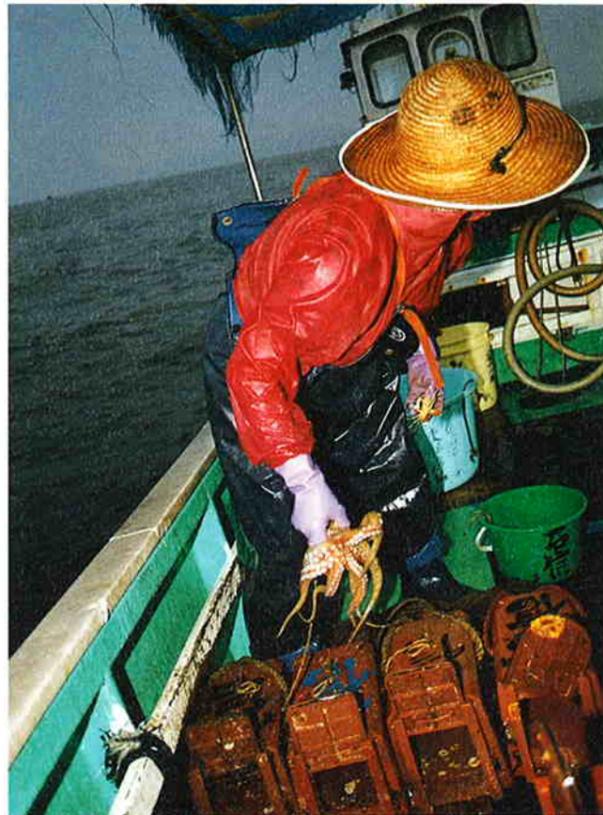
沿岸の決まった場所に網を設置し、回遊する魚を待ち受けて漁獲する漁法です。活の良い旬の魚がとれるかわりに、資源の盛衰を正直に反映します。また、潮流の変化は、定置網の魚の入網に大きく影響すると言われております。

1989年の経営体数は7,163です。



「たこつぼ」

タコが岩石の間に潜む習性を利用し、海底にタコが隠れる壺または箱を設置して漁獲する漁法です。タコは、時期によって生息地を変えて生活しており、特に、5～7月頃は餌を求めて盛んに移動することからタコ壺に入り難いと言われております。



「採貝・採藻」

この漁業は、磯や干潟などごく沿岸に生息している貝類や海藻資源を対象に全国沿岸で広く行われている漁業です。埋立てや水質汚濁等の影響を最も受けやすい漁業のひとつです。1989年の経営体数は採貝で17,649、採藻で11,253です。



採藻

アサリの採貝



「のり養殖」

東京湾ですでに約300年前からひび建てによって一部養殖がはじめられ、現在は全国で広く行われております。最初はソダや竹のひびが使用されておりましたが、現在ではのり網を水平に張る養殖方法に変わるなど、近年ののり養殖技術の進歩により生産も著しく増加しております。1989年の経営体数は13,477です。



豊かな海を子孫に残そう

海の水産資源は、私たち人間にとって大切な財産です。この財産を維持・保全しながら私たちの子や孫に残していくことは大変大切で、そのためには、必要以上に獲らないことが大切です。この豊かなすばらしい海を子孫に残すことは私達の責任ではないでしょうか。

(1) 自然の力で豊かな海を

保護水面

水産資源の維持増大を図るため水産資源保護法に基づき沿岸域で全国に63ヵ所（1991年度）の保護水面が設定されております。



藻場

藻場は、海藻の繁茂している場所で魚介類の産卵場や稚魚の成育場として重要な役割を担っております。



野生生物の保護

漁業者も野生生物の保護を行っております。（ウミガメの放流）



魚付林

森は緑のダムです。土砂の流出を防ぎ、水を養い、磯にすむ魚介類にやさしい環境を作っております。日本列島は山国ですが、温暖多湿な海洋性気候によって豊富な森林に恵まれております。森林が沿岸の豊かな水産資源を守っていただけていたのです。最近、魚付林の重要性が見直されております。

海浜清掃

漁業者自ら漁場の保全活動も行っております。



干潟

干潟は、海の浄化槽です。また、同時にアサリなどの貝類やクルマエビ、カレイ類などの稚魚が育つためかけがいのないところです。干潟は、水産資源を育てながら昼も夜も海水を浄化しつづけております。潮干狩りに来た人たちが、きれいな水と親しみ、さまざまな生きものとの触れ合いをたのしむことのできる海、それが干潟なのです。



(2) 豊かな海を公害から守るために

■赤潮対策

赤潮とは、一般的にはプランクトンが異常増殖して海の色が変わる現象をいいます。赤潮が発生すると養殖中の魚介類がへい死したり、アサリ、ホタテガイ、イガイなどが毒化し、貝を食べた人が中毒を起こすこともあります。

赤潮対策として現在水産庁では、発生時期に航空機を使用して観測を行い、早期発見に努めている他、赤潮貝毒監視事業として漁協等の協力を得て赤潮の分布範囲、色、プランクトン種の情報および貝毒の発生状況等を収集し、関係府県等に通報したり、赤潮および貝毒発生の子察やその手法の確立を図るため、発生時の海洋構造や水・底質の状態、プランクトンの発生状況等を調査しております。

また、赤潮による漁業被害を防止し、荒廃した漁場を回復するために赤潮対策技術開発事業を実施し、水・底質の改善や被害防止のための技術開発を行っております。



和歌山沖の赤潮

■油濁対策

油汚染は、海洋汚染の中でも非常に高い割合を占めています。海に流れ出た油は、魚介藻類のほか鳥類や哺乳動物等にも大きな影響を与えます。少量でも生育が阻害されたり、油臭くなって売り物になりません。

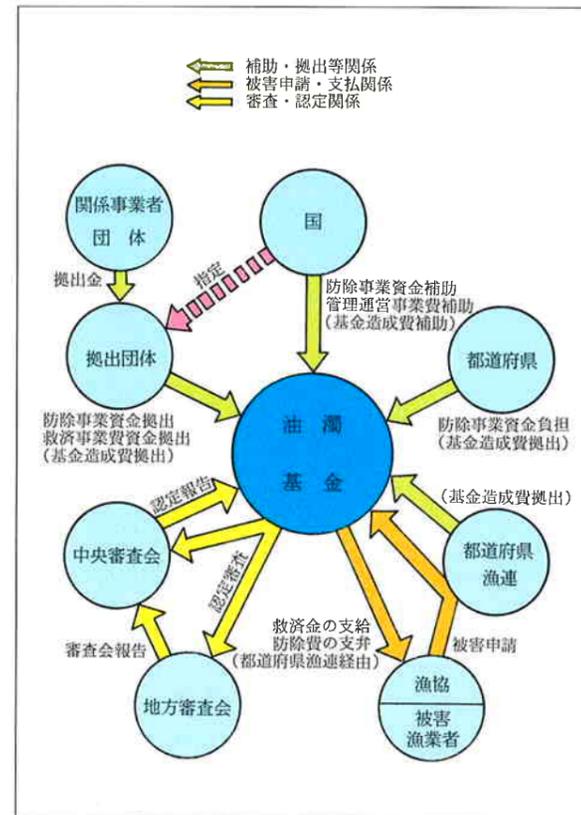
また、タンカー等が棄てた油はオイルボールとなって漂着し、沿岸漁業に被害を与え観光資源として大切な美しい海浜を汚します。

水産庁では、都道府県や市町村がオイルフェンス、吸着マット等の油濁防除資材の購入や航空機等による漁場監視に要する費用の一部を補助して、漁場を油濁から守るための対策を講じております。



丹後半島で座礁したマリタイム・ガーデニア号から約900トンの油が海へ流れました。
(平成2年1月25日)

漁場油濁救済制度のしくみ



漁業被害が発生すると、原因者が判っている場合には、被害者が原因者に対し損害賠償を請求します。全国漁業協同組合連合会は、顧問弁護士の意見をもとにその手続きを指導しております。

原因者がわからない場合には、財団法人「漁場油濁被害救済基金」が代わって被害者を救済しております。被害者は、所属する漁業協同組合を通じて、同基金に救済を申請します。

財団法人「漁場油濁被害救済基金」は農林水産省、通商産業省、運輸省の共管となっており、事業に必要な経費は船舶・石油関係の民間事業者、都道府県および国がそれぞれ負担しています。昭和50年設立以来、平成2年までの救済実績は約36億円に達しております。

■有害物質等による汚染対策

有害物質等による漁業被害は、シアン、ヒ素、農薬等の流出による魚介類のへい死や繁殖生育の阻害と、水銀、PCB等が魚介類に蓄積され食品としての安全性が損なわれることとに大別されます。

近年は、水質汚濁防止法など各種の規制により、魚介類のへい死といった被害は少なくなりました。しかし、ごく低濃度の有害物質が食物連鎖等を通じた生物濃縮により魚介類を汚染し、食品としての安全性や商品価値の低下が懸念されています。

また、化学物質が環境中に放出される直接的な汚染のほかに、農薬製造やゴミ焼却の過程で生じる副産物や、川や海に流出してから変化した有害物質による魚介類の被害にも注意を払う必要があります。

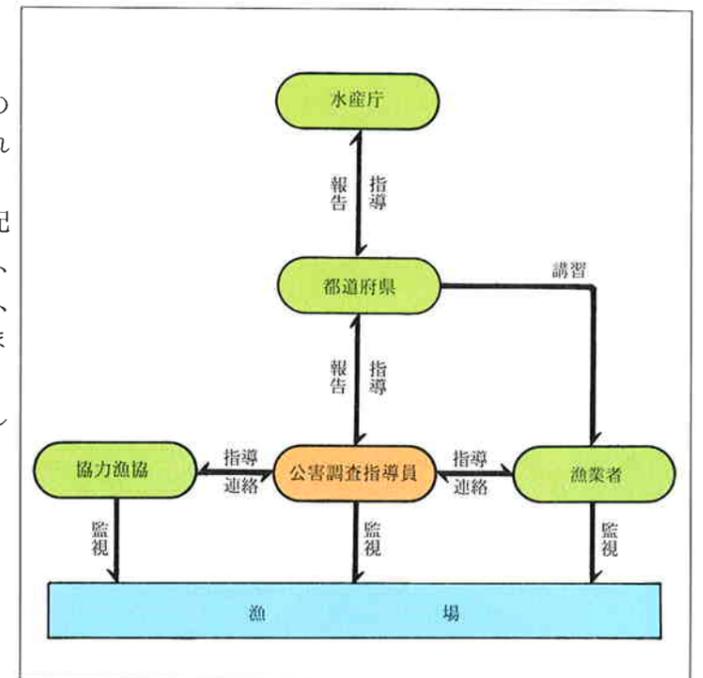
水産庁では、魚介類の汚染状況をモニターして、暫定的規制値を超えたら直ちに漁獲の自主規制等を行うように指導しています。さらに、今後問題となりそうな物質についても、汚染状況を調査しており、必要に応じ、関係省庁に対策を講じるよう要請しています。そのほか化学物質の毒性試験や汚染機構等に関する調査・研究も行ってまいります。

■漁業公害調査指導体制の整備

沿岸の漁業被害は、突然起こることが多いので、状況に応じて適切で迅速な対応が要求されます。

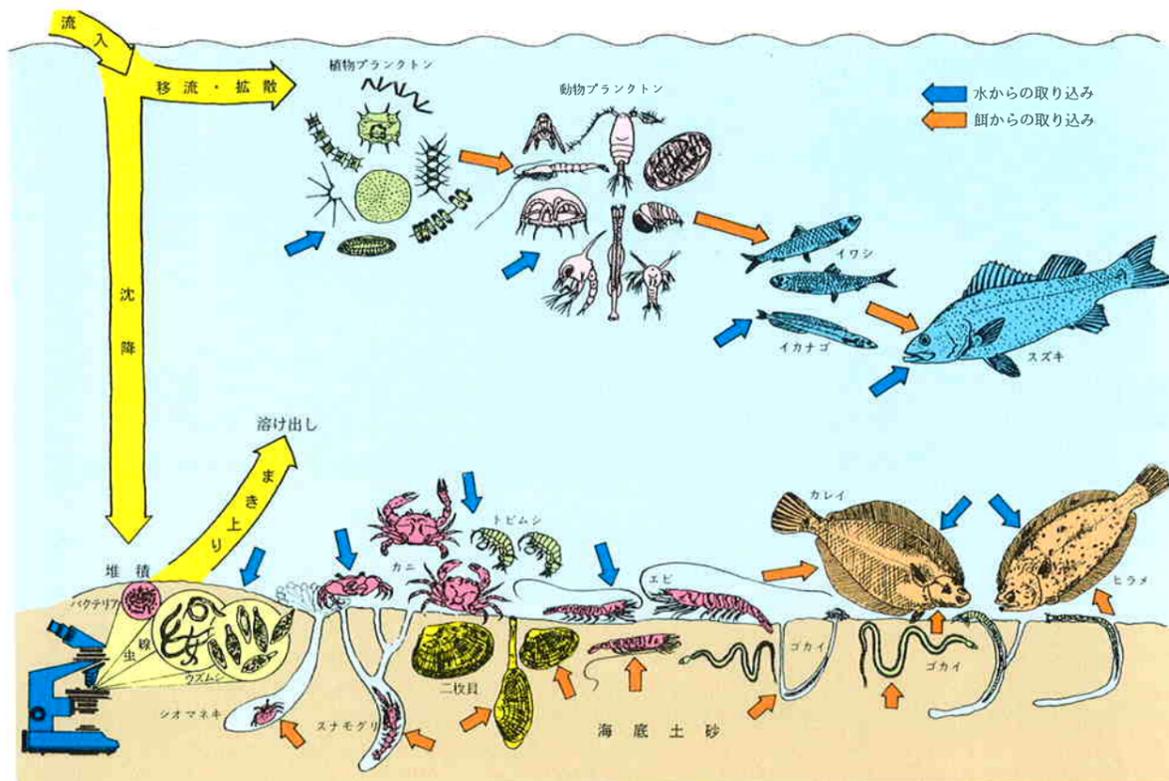
このため、各都道府県に公害調査指導員が配置されています。指導員は定期的な漁場監視や、被害発生時の指導をします。また漁業者に対し、漁業公害に関する知識の普及に努めております。

水産庁は、公害調査指導員の活動費を補助しております。

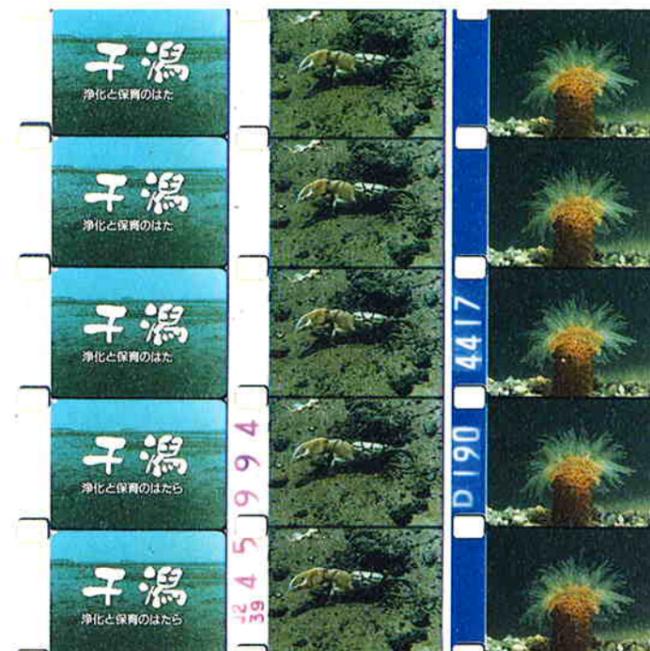


公害調査指導のしくみ

海に流入した有害物質の動き



■漁業公害防止のための映画とテレビ



漁業公害の発生や被害を未然に防ぐために、広報映画やテレビ映画等を制作し、放映と貸出し（無料）を行っております。

この事業の趣旨にそった活動を行う団体等であればどこへでも貸出しますので、裏表紙の部所にお申込み下さい。

また、都道府県の視聴覚センター・ライブラリーでも一部の映画を貸出しますので、併せてご利用下さい。

16ミリフィルムの見本